

「適正な電力取引についての指針」改訂案 新旧対照表

改 定 後	現 行
適正な電力取引についての指針	適正な電力取引についての指針
目次	目次
第一部 (略)	第一部 (略)
第二部 適正な電力取引についての指針	第二部 適正な電力取引についての指針
I (略)	I (略)
II 卸売分野等における適正な電力取引の在り方	II 卸売分野等における適正な電力取引の在り方
1 (略)	1 (略)
2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為	2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為
(1) 小売電気事業者への卸供給等	(1) 小売電気事業者への卸供給等
ア (略)	ア (略)
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為
①～⑥ (略)	①～⑥ (略)
⑦ <u>発電等用電気工作物の買取り</u>	⑦ <u>発電設備の買取り</u>
(2) (略)	(2) (略)
(3) 卸電力市場の透明性	(3) 卸電力市場の透明性
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為
① <u>法令遵守体制の構築</u>	○ <u>法令遵守体制の構築</u>
② <u>発電実績の公開</u>	
③ <u>スポット市場における売り札</u>	
イ (略)	イ (略)
(4) (略)	(4) (略)
(5) (略)	(5) (略)
III (略)	III (略)
IV (略)	IV (略)
V 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方	V 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方
1 (略)	1 (略)
2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為	2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為
(1) <u>自家発電等設備の導入又は増設</u>	(1) <u>自家発電設備の導入又は増設</u>
ア (略)	ア (略)

改 定 後	現 行
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 ① <u>自家発電等設備の導入又は増設の阻止等</u> ② <u>自家発電等設備を有する需要家に対する不利益等の強要</u> (2) (略) 附則 本指針の適用 市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定基準に関する経過措置 第一部 適正な電力取引についての指針の必要性和構成 1 本指針の必要性 (1) ～ (5) (略) (6) この改革方針を受け、平成25年11月に第1弾の電気事業法の改正法（電気事業法の一部を改正する法律（平成25年法律第74号））が成立し、送配電等業務支援機関に係る制度が廃止となり、新たに広域的運営推進機関が設立されることとなった。また、平成26年6月に第2弾の電気事業法の改正法（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「平成26年改正法」という。））が成立し、平成28年4月に電気の小売業への参入が全面的に自由化されることとなった。さらに、平成27年6月に第3弾の電気事業法の改正法（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「平成27年改正法」という。））が成立し、令和2年4月に送配電部門の法的分離が行われることとなった。加えて、令和2年6月に「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第49号。以下「令和2年改正法」という。）が成立し、配電事業者及び特定卸供給事業者が電気事業法上に新たに位置付けられた。<u>令和4年5月に「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第46号）が成立し、蓄電用の電気工作物を用いて小売電気事業等の用に供するための電気を放電する事業が発電事業に位置付けられた。</u> (7) (略)	イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 ① <u>自家発電設備の導入又は増設の阻止等</u> ② <u>自家発電設備を有する需要家に対する不利益等の強要</u> (2) (略) 附則 本指針の適用 第一部 適正な電力取引についての指針の必要性和構成 1 本指針の必要性 (1) ～ (5) (略) (6) この改革方針を受け、平成25年11月に第1弾の電気事業法の改正法（電気事業法の一部を改正する法律（平成25年法律第74号））が成立し、送配電等業務支援機関に係る制度が廃止となり、新たに広域的運営推進機関が設立されることとなった。また、平成26年6月に第2弾の電気事業法の改正法（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「平成26年改正法」という。））が成立し、平成28年4月に電気の小売業への参入が全面的に自由化されることとなった。さらに、平成27年6月に第3弾の電気事業法の改正法（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「平成27年改正法」という。））が成立し、令和2年4月に送配電部門の法的分離が行われることとなった。加えて、令和2年6月に「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第49号。以下「令和2年改正法」という。）が成立し、配電事業者及び特定卸供給事業者が電気事業法上に新たに位置付けられた。 (7) (略)

改 定 後	現 行
2 (略) 第二部 適正な電力取引についての指針 I 小売分野における適正な電力取引の在り方 1 (略) 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 (1) 小売供給 ① 小売料金の設定及び小売供給に関する行為 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、それぞれ個別に、小売分野において標準的な小売料金メニュー（以下「標準メニュー」という。）を広く一般に公表した上で、これに従って、同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用することは、公正かつ有効な競争を確保する上で有効である。この場合、利用形態以外の需要家の属性（例えば、競争者の有無、部分供給か否か、戻り需要か否か、<u>自家発電等設備（自家発電設備及び自家蓄電設備をいう。以下同じ。）</u>を活用して新規参入を行うか否か等）にかかわらず、全ての需要家を公平に扱うこととなるからである。 また、この標準メニューの内容が、従来の供給約款・選択約款や小売全面自由化後の特定小売供給約款の料金体系と整合的であることは、コストとの関係で料金の適切性が推定される一つの判断材料となる。その上で、コストの変動をより適切に反映するため、標準メニューは、電気の調達手段や調達費用等（調達費用の変動リスクのヘッジにかかる費用を含む。）に応じ、定期的に見直すことも考えられる。 なお、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者とは電源調達の方法が異なる新規参入者においても、従来の供給約款・選択約款や小売全面自由化	2 (略) 第二部 適正な電力取引についての指針 I 小売分野における適正な電力取引の在り方 1 (略) 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 (1) 小売供給 ① 小売料金の設定及び小売供給に関する行為 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、それぞれ個別に、小売分野において標準的な小売料金メニュー（以下「標準メニュー」という。）を広く一般に公表した上で、これに従って、同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用することは、公正かつ有効な競争を確保する上で有効である。この場合、利用形態以外の需要家の属性（例えば、競争者の有無、部分供給か否か、戻り需要か否か、<u>自家発電設備</u>を活用して新規参入を行うか否か等）にかかわらず、全ての需要家を公平に扱うこととなるからである。 また、この標準メニューの内容が、従来の供給約款・選択約款や小売全面自由化後の特定小売供給約款の料金体系と整合的であることは、コストとの関係で料金の適切性が推定される一つの判断材料となる。その上で、コストの変動をより適切に反映するため、標準メニューは、電気の調達手段や調達費用等（調達費用の変動リスクのヘッジにかかる費用を含む。）に応じ、定期的に見直すことも考えられる。 なお、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者とは電源調達の方法が異なる新規参入者においても、従来の供給約款・選択約款や小売全面自由化

改 定 後	現 行
後の特定小売供給約款における燃料費調整制度にのっとりた料金体系を採用している例がみられる。需要家への訴求のしやすさ等の観点からこうした料金体系を採用することは否定されるものではないが、一般的には、小売電気事業者において、電気料金の透明性の確保や、社会全体の便益の向上という観点から、コストの変動を適切に反映する料金体系とすることも考えられる。 さらに、電気料金の透明性の確保の観点から、小売電気事業者は需要家への請求書、領収書等に託送供給料金相当支払金額を明記することが望ましい。 イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 i・ii (略) iii 部分供給（注）における不当な取扱い （注）部分供給とは、「複数の小売電気事業者から１需要場所に対して、各々の電気が物理的に区分されることなく、１引込みを通じて一体として供給される形態」をいう。 （i）部分供給料金の不当設定 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、需要家等からの部分供給の要請に対して、従来の料金に比べて、正当な理由なく、高い料金を設定し、又は料金体系を不利に設定することは、特に高圧以上の需要家に対する小売供給については需要家が当該小売電気事業者から全量供給を受けざるを得ず、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、差別取扱い、排他条件付取引等）。 ○ 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、全量供給の場合においては、需要形態に応じた多様なオプションメニューを設定・適用している一方で、部分供給の場合においては、部分供給の需要形態に応じたメニューを設定せず、正当な理由なく不利な料金体系を設定・適用すること。	後の特定小売供給約款における燃料費調整制度にのっとりた料金体系を採用している例がみられる。需要家への訴求のしやすさ等の観点からこうした料金体系を採用することは否定されるものではないが、一般的には、小売電気事業者において、電気料金の透明性の確保や、社会全体の便益の向上という観点から、コストの変動を適切に反映する料金体系とすることも考えられる。 さらに、電気料金の透明性の確保の観点から、小売電気事業者は需要家への請求書、領収書等に託送供給料金相当支払金額を明記することが望ましい。 イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 i・ii (略) iii 部分供給（注）における不当な取扱い （注）部分供給とは、「複数の小売電気事業者から１需要場所に対して、各々の電気が物理的に区分されることなく、１引込みを通じて一体として供給される形態」をいう。 （i）部分供給料金の不当設定 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、需要家等からの部分供給の要請に対して、従来の料金に比べて、正当な理由なく、高い料金を設定し、又は料金体系を不利に設定することは、特に高圧以上の需要家に対する小売供給については需要家が当該小売電気事業者から全量供給を受けざるを得ず、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、差別取扱い、排他条件付取引等）。 ○ 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、全量供給の場合においては、需要形態に応じた多様なオプションメニューを設定・適用している一方で、部分供給の場合においては、部分供給の需要形態に応じたメニューを設定せず、正当な理由なく不利な料金体系を設定・適用すること。

改 定 後	現 行
○ 従来の料金に比べて、部分供給に変更したことに伴い経常的なコストアップが発生する場合に、当該コストアップ以上に高い料金に変更すること又は変更することを示唆すること。 ○ 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者からの電気の供給に加えて、他の小売電気事業者からの部分供給を受ける需要家に対して、<u>自家発電等設備</u>により需要を補う場合に比べて、需要形態が同様であるにもかかわらず高い料金に変更すること又は変更することを示唆すること。 (ii) ～ (iv) (略) iv ・ v (略) vi 需給調整契約の解除・不当な変更	○ 従来の料金に比べて、部分供給に変更したことに伴い経常的なコストアップが発生する場合に、当該コストアップ以上に高い料金に変更すること又は変更することを示唆すること。 ○ 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者からの電気の供給に加えて、他の小売電気事業者からの部分供給を受ける需要家に対して、<u>自家発電設備</u>により需要を補う場合に比べて、需要形態が同様であるにもかかわらず高い料金に変更すること又は変更することを示唆すること。 (ii) ～ (iv) (略) iv ・ v (略) vi 需給調整契約の解除・不当な変更
素材型製造業等を営む産業用電力の需要家の多くが、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者と需給調整契約（注）を締結しており、産業用電力の需要家の事業活動にとっては重要な契約になっている。また、小売電気事業者の中には、主として大規模な<u>自家発電等設備</u>を有する需要家から電気を調達する者もあるが、そのような需要家の多くが、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者と需給調整契約を締結している状況にある。 （注）需給調整契約とは、需要家の負荷パターンを基に、ピーク時間帯の負荷を軽負荷時に移行させ、ピーク時間帯等における最大使用電力を従来より低く設定することにより、負荷平準化を確保するとともに小売電気事業者の需給状況の改善を図り、設備の効率的な運用に資することを目的とするメニューである。料金単価も、ピーク時間帯については他のメニューと比較して高額に、深夜等軽負荷時間帯については低額に設定されており、深夜の操業比率が高い製造業等においては、こうした負荷パターンに相応した小さな料金負担となるメニューである。 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が需要家と需給調整契約を締結すること、又は契約を締結しないこと自体は、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。しかしながら、区域において一般電気事業者であっ	素材型製造業等を営む産業用電力の需要家の多くが、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者と需給調整契約（注）を締結しており、産業用電力の需要家の事業活動にとっては重要な契約になっている。また、小売電気事業者の中には、主として大規模な<u>自家発電設備</u>を有する需要家から電気を調達する者もあるが、そのような需要家の多くが、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者と需給調整契約を締結している状況にある。 （注）需給調整契約とは、需要家の負荷パターンを基に、ピーク時間帯の負荷を軽負荷時に移行させ、ピーク時間帯等における最大使用電力を従来より低く設定することにより、負荷平準化を確保するとともに小売電気事業者の需給状況の改善を図り、設備の効率的な運用に資することを目的とするメニューである。料金単価も、ピーク時間帯については他のメニューと比較して高額に、深夜等軽負荷時間帯については低額に設定されており、深夜の操業比率が高い製造業等においては、こうした負荷パターンに相応した小さな料金負担となるメニューである。 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が需要家と需給調整契約を締結すること、又は契約を締結しないこと自体は、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。しかしながら、区域において一般電気事業者であっ

改 定 後	現 行
た小売電気事業者が、他の小売電気事業者から電気の小売供給を受け、若しくは他の小売電気事業者に対して電気を卸供給し、又は<u>自家発電等設備</u>を活用して電気の小売業に新規参入をしようとする<u>自家発電等設備</u>を有する需要家との既存の需給調整契約を、正当な理由なく、打ち切る又は打ち切りを示唆することは、当該需要家が他の小売電気事業者への卸供給や自らの小売供給を断念せざるを得なくさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、差別取扱い、取引妨害等）。 ○ 需要家が他の小売電気事業者から部分供給を受ける場合に、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者から小売供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切りを示唆すること。 ○ 余剰電力の卸供給先を区域において一般電気事業者であった小売電気事業者から他の小売電気事業者に変更する<u>自家発電等設備</u>を有する需要家に対して、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者から小売供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切りを示唆すること。 ○ <u>自家発電等設備の発電容量（発電容量及び放電容量をいう。以下同じ。）</u>を増強して、余剰電力を他の小売電気事業者に卸供給する<u>自家発電等設備</u>を有する需要家に対して、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者から小売供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切りを示唆すること。 ○ 増強した<u>自家発電等設備の発電容量</u>を活用して電気の小売供給に新規参入しようとする<u>自家発電等設備</u>を有する需要家に対して、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者から小売供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切りを示唆すること。	た小売電気事業者が、他の小売電気事業者から電気の小売供給を受け、若しくは他の小売電気事業者に対して電気を卸供給し、又は<u>自家発電設備</u>を活用して電気の小売業に新規参入をしようとする<u>自家発電設備</u>を有する需要家との既存の需給調整契約を、正当な理由なく、打ち切る又は打ち切りを示唆することは、当該需要家が他の小売電気事業者への卸供給や自らの小売供給を断念せざるを得なくさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、差別取扱い、取引妨害等）。 ○ 需要家が他の小売電気事業者から部分供給を受ける場合に、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者から小売供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切りを示唆すること。 ○ 余剰電力の卸供給先を区域において一般電気事業者であった小売電気事業者から他の小売電気事業者に変更する<u>自家発電設備</u>を有する需要家に対して、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者から小売供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切りを示唆すること。 ○ <u>自家発電設備の発電容量</u>を増強して、余剰電力を他の小売電気事業者に卸供給する<u>自家発電設備</u>を有する需要家に対して、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者から小売供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切りを示唆すること。 ○ 増強した<u>自家発電設備の発電容量</u>を活用して電気の小売供給に新規参入しようとする<u>自家発電設備</u>を有する需要家に対して、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者から小売供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切りを示唆すること。
vii～x （略）	vii～x （略）
② その他の行為	② その他の行為
ア （略）	ア （略）

改 定 後	現 行
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 i スイッチングにおける不当な取扱い 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、自己と電気の小売供給契約を締結している需要家が他の小売電気事業者との契約に切り替える場合において、当該需要家から契約解除の申出を受けたにもかかわらず、契約解除を拒否し又は契約解除の手続を遅延させることにより、他の小売電気事業者への契約の切替えを不当に妨害することは、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）。 また、スイッチング支援システムに係るルール整備やシステムの運営において、広域機関及び一般送配電事業者が全ての小売電気事業者を公平に取り扱わない場合には、電気事業法に基づく監督命令等が発動される可能性がある（<u>電気事業法第28条の52</u>並びに第23条、第27条及び第66条の12）。 ii （略） （2）（略） II 卸売分野等における適正な電力取引の在り方 1 考え方 平成7年の電気事業制度改革では、卸電力事業への参入規制が原則撤廃され、電力の卸売市場（以下「卸電力市場」という。）が自由化された。独立系発電事業者は、一般電気事業者が実施する卸電力入札に参加することで卸電力市場への参入が可能となった。しかしながら、電気事業者が自己で電源を保有する場合には、投資決定から発電所の開発・稼働に至るまで一定の時間が必要であり、区域において一般電気事業者であった発電事業者や卸電気事業者であった発電事業者が、火力や水力、原子力等の多くの発電所を保有し、発電電力量の大半を占める状態が続いている。	イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 i スイッチングにおける不当な取扱い 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、自己と電気の小売供給契約を締結している需要家が他の小売電気事業者との契約に切り替える場合において、当該需要家から契約解除の申出を受けたにもかかわらず、契約解除を拒否し又は契約解除の手続を遅延させることにより、他の小売電気事業者への契約の切替えを不当に妨害することは、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）。 また、スイッチング支援システムに係るルール整備やシステムの運営において、広域機関及び一般送配電事業者が全ての小売電気事業者を公平に取り扱わない場合には、電気事業法に基づく監督命令等が発動される可能性がある（<u>電気事業法第28条の51</u>並びに第23条、第27条及び第66条の12）。 ii （略） （2）（略） II 卸売分野等における適正な電力取引の在り方 1 考え方 平成7年の電気事業制度改革では、卸電力事業への参入規制が原則撤廃され、電力の卸売市場（以下「卸電力市場」という。）が自由化された。独立系発電事業者は、一般電気事業者が実施する卸電力入札に参加することで卸電力市場への参入が可能となった。しかしながら、電気事業者が自己で電源を保有する場合には、投資決定から発電所の開発・稼働に至るまで一定の時間が必要であり、区域において一般電気事業者であった発電事業者や卸電気事業者であった発電事業者が、火力や水力、原子力等の多くの発電所を保有し、発電電力量の大半を占める状態が続いている。

改 定 後	現 行
また、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者は、依然として一般送配電事業者の供給区域内で高い市場シェアを有しており、自己又はグループ内の発電部門との内部取引に加えて、他の発電事業者との長期かつ固定的な相対契約を維持している。 加えて、卸電力取引所における取引量は増加傾向にあり、小売販売電力量の３割から４割程度に達しているものの、小売電気事業者が小売供給に必要な電気を卸電力市場から十分確保できる環境が整備されたとはまではいえない。 令和２年度冬期の市場価格高騰時においては、卸電力取引所で売り切れ状態が継続的に発生し、スパイラル的に価格市場価格が上昇した結果、一部の小売電気事業者において供給力を確保できない事態も生じた。 電気事業制度改革の目的である小売電気料金の最大限の抑制、電気の利用者の選択機会の拡大及び電気事業における事業機会の拡大を実現するためには、電力の小売市場において公正かつ有効な競争が行われる必要があり、そのためには更なる卸電力市場の活性化や市場の公正性・透明性の向上が不可欠である。 (１) 小売電気事業者への卸供給等 ①～④ (略) ⑤ 電気事業法に基づく指定区域（同法第２０条の２第１項）では、当該指定区域が指定された時点において、指定区域内の需要について一般送配電事業者と小売電気事業者の間で託送契約が締結されている場合に、当該事業者間の託送契約が継続できるよう、一般送配電事業者が指定区域において確保した供給力を、契約維持を望む小売電気事業者に卸供給する措置を設けることが必要である。 この際、契約が維持できると考えられる適切な価格として、当該指定区域が指定される前の供給力の調達方法を踏まえつつ、先物・先渡・BL・スポット・時間前市場、インバランス料金等を参考とすることが適当である。 (２) ～ (５) (略)	また、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者は、依然として一般送配電事業者の供給区域内で高い市場シェアを有しており、自己又はグループ内の発電部門との内部取引に加えて、他の発電事業者との長期かつ固定的な相対契約を維持している。 加えて、卸電力取引所における取引量は増加傾向にあり、小売販売電力量の３割から４割程度に達しているものの、小売電気事業者が小売供給に必要な電気を卸電力市場から十分確保できる環境が整備されたとはまではいえない。 令和２年度冬期の市場価格高騰時においては、卸電力取引所で売り切れ状態が継続的に発生し、スパイラル的に価格市場価格が上昇した結果、一部の小売電気事業者において供給力を確保できない事態も生じた。 電気事業制度改革の目的である小売電気料金の最大限の抑制、電気の利用者の選択機会の拡大及び電気事業における事業機会の拡大を実現するためには、電力の小売市場において公正かつ有効な競争が行われる必要があり、そのためには更なる卸電力市場の活性化や市場の公正性・透明性の向上が不可欠である。 (１) 小売電気事業者への卸供給等 ①～④ (略) ⑤ 電気事業法に基づく指定区域（同法第二十条の二第一項）では、当該指定区域が指定された時点において、指定区域内の需要について一般送配電事業者と小売電気事業者の間で託送契約が締結されている場合に、当該事業者間の託送契約が継続できるよう、一般送配電事業者が指定区域において確保した供給力を、契約維持を望む小売電気事業者に卸供給する措置を設けることが必要である。 この際、契約が維持できると考えられる適切な価格として、当該指定区域が指定される前の供給力の調達方法を踏まえつつ、先物・先渡・BL・スポット・時間前市場、インバランス料金等を参考とすることが適当である。 (２) ～ (５) (略)
２ 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為	２ 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

改 定 後	現 行
(1) 小売電気事業者への卸供給等 ア (略) イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 ① (略) ② 卸供給契約や余剰電力購入契約の解除・不当な変更 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者に電気を卸供給する事業者（他の発電事業者、<u>自家発電等設備</u>を有する需要家等。以下「卸売事業者」という。）は、卸供給契約や余剰電力購入契約の変更を行うこと等により、<u>発電電力及び放電電力</u>の一部を他の小売電気事業者に卸供給したり、直接需要家に小売供給することにより電気の小売業に新規参入したりすることが可能である。電気事業分野における公正かつ有効な競争を促進する観点から、これらの事業者の参入が期待されているところである。 しかしながら、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、他の小売電気事業者に卸供給しようとし、又は直接需要家に小売供給しようとする卸売事業者に対して、自己が供給を受ける分の卸供給契約や余剰電力購入契約を解除する若しくは解除を示唆すること、又は当該供給料金を引き下げる若しくはそのような引下げを示唆することは、卸売事業者が他の小売電気事業者への卸供給や自らの小売供給を断念せざるを得なくさせるものであることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別対価等）。 なお、電源を保有する事業者が、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者に全量を卸供給する場合と異なり、その一部を小売供給に転用する場合であって、小売量の変動に伴う卸電力量や余剰電力量の変動が生じる場合には、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が全量購入時と比べて供給の安定性の低下を適正に反映した購入単価の引下げを行っても、直ちに独占禁止法上問題とはならない。 ③～⑥ (略)	(1) 小売電気事業者への卸供給等 ア (略) イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 ① (略) ② 卸供給契約や余剰電力購入契約の解除・不当な変更 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者に電気を卸供給する事業者（他の発電事業者、<u>自家発電設備</u>を有する需要家等。以下「卸売事業者」という。）は、卸供給契約や余剰電力購入契約の変更を行うこと等により、<u>発電電力</u>の一部を他の小売電気事業者に卸供給したり、直接需要家に小売供給することにより電気の小売業に新規参入したりすることが可能である。電気事業分野における公正かつ有効な競争を促進する観点から、これらの事業者の参入が期待されているところである。 しかしながら、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、他の小売電気事業者に卸供給しようとし、又は直接需要家に小売供給しようとする卸売事業者に対して、自己が供給を受ける分の卸供給契約や余剰電力購入契約を解除する若しくは解除を示唆すること、又は当該供給料金を引き下げる若しくはそのような引下げを示唆することは、卸売事業者が他の小売電気事業者への卸供給や自らの小売供給を断念せざるを得なくさせるものであることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別対価等）。 なお、電源を保有する事業者が、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者に全量を卸供給する場合と異なり、その一部を小売供給に転用する場合であって、小売量の変動に伴う卸電力量や余剰電力量の変動が生じる場合には、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が全量購入時と比べて供給の安定性の低下を適正に反映した購入単価の引下げを行っても、直ちに独占禁止法上問題とはならない。 ③～⑥ (略)

改 定 後	現 行
⑦ <u>発電等用電気工作物の買取り</u> 区域において一般電気事業者であった発電事業者が、自己の電力供給能力を増強・補完するために、他の発電事業者や<u>自家発電等設備</u>を有する需要家から<u>発電等用電気工作物（発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。）</u>を買い取ることは、基本的には経営判断の問題である。 しかしながら、区域において一般電気事業者であった発電事業者が、他の事業者と<u>発電等用電気工作物</u>の売却交渉を行っている他の発電事業者や<u>自家発電等設備</u>を有する需要家に対して、不当に高い購入価格を提示したり、自己又はグループ内の小売部門が自家発補給契約により小売供給する電気の料金その他の取引条件を従来の条件に比して有利に取り扱い、又は他の事業者に売却した場合には従来の条件に比して不利な条件を設定することを示唆したりすることは、他の事業者への売却を断念せざるを得なくさせるものであることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）。 ○ 余剰電力が十分あるにもかかわらず、現状の資産価値に比べて著しく高い買取り価格を提示すること。 ○ 自己に売却することを条件に自己又はグループ内の小売部門の自家発補給契約等自己又はグループ内の提供するサービスの料金を割り引くこと。 ○ 他の事業者に売却した場合、自己又はグループ内の小売部門の提供するサービスを拒否し、又は当該サービスの料金を従来の料金に比して高く設定すること。 （２）卸電力取引所の活性化 ア （略） イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 ①・② （略）	⑦ <u>発電設備の買取り</u> 区域において一般電気事業者であった発電事業者が、自己の電力供給能力を増強・補完するために、他の発電事業者や<u>自家発電設備</u>を有する需要家から<u>発電設備</u>を買い取ることは、基本的には経営判断の問題である。 しかしながら、区域において一般電気事業者であった発電事業者が、他の事業者と<u>発電設備</u>の売却交渉を行っている他の発電事業者や<u>自家発電設備</u>を有する需要家に対して、不当に高い購入価格を提示したり、自己又はグループ内の小売部門が自家発補給契約により小売供給する電気の料金その他の取引条件を従来の条件に比して有利に取り扱い、又は他の事業者に売却した場合には従来の条件に比して不利な条件を設定することを示唆したりすることは、他の事業者への売却を断念せざるを得なくさせるものであることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）。 ○ 余剰電力が十分あるにもかかわらず、現状の資産価値に比べて著しく高い買取り価格を提示すること。 ○ 自己に売却することを条件に自己又はグループ内の小売部門の自家発補給契約等自己又はグループ内の提供するサービスの料金を割り引くこと。 ○ 他の事業者に売却した場合、自己又はグループ内の小売部門の提供するサービスを拒否し、又は当該サービスの料金を従来の料金に比して高く設定すること。 （２）卸電力取引所の活性化 ア （略） イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 ①・② （略）

改 定 後	現 行
③ 需給調整契約の解除・不当な変更 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、卸電力取引所に参加しようとする<u>自家発電等設備</u>を有する者との既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切りを示唆することは、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引、差別取扱い等）。 ④ （略） （３）～（５） （略）	③ 需給調整契約の解除・不当な変更 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、卸電力取引所に参加しようとする<u>自家発電設備</u>を有する者との既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切りを示唆することは、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引、差別取扱い等）。 ④ （略） （３）～（５） （略）
Ⅲ ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方 １ （略） ２ 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 ① ネガワット取引の公正かつ有効な利用 ネガワット取引は、<u>発電等容量</u>を合理的な規模に維持することで、効率的な電気の安定供給の実現に資するとともに、電源調達手段の多様化を通じて卸電力市場の活性化や電気の小売市場の競争活性化にも資するものである。このため、ネガワット取引に関係する当事者は、ネガワット取引の普及に向けて公正かつ有効にネガワット取引を利用することが期待される。 特に、供給元小売電気事業者は、特定卸供給事業者からネガワット取引を実施するために必要な契約の協議の求めがあった場合には、ネガワット取引の公正かつ有効な実現に向けて積極的に協力することが期待される。 ②～④ （略）	Ⅲ ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方 １ （略） ２ 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 ① ネガワット取引の公正かつ有効な利用 ネガワット取引は、<u>発電容量</u>を合理的な規模に維持することで、効率的な電気の安定供給の実現に資するとともに、電源調達手段の多様化を通じて卸電力市場の活性化や電気の小売市場の競争活性化にも資するものである。このため、ネガワット取引に関係する当事者は、ネガワット取引の普及に向けて公正かつ有効にネガワット取引を利用することが期待される。 特に、供給元小売電気事業者は、特定卸供給事業者からネガワット取引を実施するために必要な契約の協議の求めがあった場合には、ネガワット取引の公正かつ有効な実現に向けて積極的に協力することが期待される。 ②～④ （略）

改 定 後	現 行
イ (略) Ⅳ 託送分野等における適正な電力取引の在り方 1 (略) 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 (1) 託送供給料金等についての公平性の確保 ア (略) イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 ①～⑤ (略) ⑥ 連系線等の運用等 連系線等については、広域機関により、整備計画の策定が行われるとともに、その空容量等の公開や、事業者の連系線等利用に関する送電容量管理・調整がなされる。また、広域機関は、その業務規程に基づき、<u>発電等用電気工作物</u>の出力の合計値が一定規模以上である<u>発電等用電気工作物</u>に係る系統への接続の受付を行う。これら業務の運営が公正かつ適確に実施されていないと認められる場合には、経済産業大臣は広域機関に対し監督上必要な命令を行うこととなる（<u>電気事業法第28条の57</u>）。 (2) ネットワーク運営の中立性の確保 (2)－1 一般送配電事業者の託送供給等に係る行為規制 ①～③ (略)	イ (略) Ⅳ 託送分野等における適正な電力取引の在り方 1 (略) 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 (1) 託送供給料金等についての公平性の確保 ア (略) イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 ①～⑤ (略) ⑥ 連系線等の運用等 連系線等については、広域機関により、整備計画の策定が行われるとともに、その空容量等の公開や、事業者の連系線等利用に関する送電容量管理・調整がなされる。また、広域機関は、その業務規程に基づき、<u>発電設備</u>の出力の合計値が一定規模以上である<u>発電設備</u>に係る系統への接続の受付を行う。これら業務の運営が公正かつ適確に実施されていないと認められる場合には、経済産業大臣は広域機関に対し監督上必要な命令を行うこととなる（<u>電気事業法第28条の56</u>）。 (2) ネットワーク運営の中立性の確保 (2)－1 一般送配電事業者の託送供給等に係る行為規制 ①～③ (略)

改 定 後	現 行
④ 一般送配電事業者の託送供給等業務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止 ア (略) イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の利用者に関する情報（電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない情報として電気事業法施行規則第３３条の６の２各号に掲げるものを除く。）を当該業務及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第２条第５項又は第２条の７第１項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第２条第１項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為があると認められる場合は、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第２３条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。 「託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の利用者に関する情報」とは、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報で、例えば、以下の情報及びこれらに基づき計算される情報等であって、公表されていないものをいう。 i 他の電気供給事業者の電源及び電源開発の状況 (a) 電源の接続予定地点、運転開始予定時期、最終規模 (b) 個別電源毎の想定休廃止時期 (c) 個別電源の発電機の仕様（電気系、機械系）、発電機制御系の仕様、変圧器の仕様、構内の系統構成等 ii 他の電気供給事業者の電源運用計画、出力配分及び作業条件等	④ 一般送配電事業者の託送供給等業務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止 ア (略) イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の利用者に関する情報（電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない情報として電気事業法施行規則第３３条の６の２各号に掲げるものを除く。）を当該業務及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第２条第５項又は第２条の７第１項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第２条第１項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為があると認められる場合は、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第２３条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。 「託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の利用者に関する情報」とは、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報で、例えば、以下の情報及びこれらに基づき計算される情報等であって、公表されていないものをいう。 i 他の電気供給事業者の電源及び電源開発の状況 (a) 電源の接続予定地点、運転開始予定時期、最終規模 (b) 個別電源毎の想定休廃止時期 (c) 個別電源の発電機の仕様（電気系、機械系）、発電機制御系の仕様、変圧器の仕様、構内の系統構成等 ii 他の電気供給事業者の電源運用計画、出力配分及び作業条件等

改 定 後	現 行
(a) 電源運用計画（電源作業停止計画、電源並入予定（年間、月間、週間、前日、当日）等） (b) 発電機出力分配、発電機運転状態 (c) 電源作業条件、制約条件 (d) 託送の状況（託送電力量、インバランス量、発電機事故状況等）	(a) 電源運用計画（電源作業停止計画、電源並入予定（年間、月間、週間、前日、当日）等） (b) 発電機出力分配、発電機運転状態 (c) 電源作業条件、制約条件 (d) 託送の状況（託送電力量、インバランス量、発電機事故状況等）
- iii 他の電気供給事業者の電気の使用者の需要動向・需要実績等 (a) 需要動向（負荷率、個別需要家の需要見通し、需要家及びその規模の分布等） (b) 需要実績（最大電力、年（日）負荷率、負荷変動状況、個別需要家の動向等） (c) 託送の状況（託送電力量、近接性評価割引対象電力量等）	- iii 他の電気供給事業者の電気の使用者の需要動向・需要実績等 (a) 需要動向（負荷率、個別需要家の需要見通し、需要家及びその規模の分布等） (b) 需要実績（最大電力、年（日）負荷率、負荷変動状況、個別需要家の動向等） (c) 託送の状況（託送電力量、近接性評価割引対象電力量等）
「当該業務及び再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項又は第2条の7第1項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第2条第1項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為」とは、例えば、当該情報を以下のような目的に利用することをいう。なお、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合に情報提供を行うことや、需給ひっ迫時において、一般送配電事業者が特定の事業者に対し、安定供給の確保のために必要な情報提供を行うことは、託送供給等業務の用に供する目的での提供であり、妨げられるものではない。	「当該業務及び再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項又は第2条の7第1項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第2条第1項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為」とは、例えば、当該情報を以下のような目的に利用することをいう。なお、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合に情報提供を行うことや、需給ひっ迫時において、一般送配電事業者が特定の事業者に対し、安定供給の確保のために必要な情報提供を行うことは、託送供給等業務の用に供する目的での提供であり、妨げられるものではない。
- i 他の電気供給事業者の経営状況の把握 - ii 他の電気供給事業者に対抗した電力供給の提案 - iii 他の電気供給事業者の特定の需要家を特に対象とした営業活動 - iv 他の電気供給事業者の需要家を自己の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門を含む。）に転換させ、又は他の電気供給事業者の契約変更を阻止する等のために利用すること - v 電力市場において自己の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、発電部門又は特定卸供給部門を含む。）に有利な取引結果を現出させるために利用すること	- i 他の電気供給事業者の経営状況の把握 - ii 他の電気供給事業者に対抗した電力供給の提案 - iii 他の電気供給事業者の特定の需要家を特に対象とした営業活動 - iv 他の電気供給事業者の需要家を自己の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門を含む。）に転換させ、又は他の電気供給事業者の契約変更を阻止する等のために利用すること - v 電力市場において自己の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、発電部門又は特定卸供給部門を含む。）に有利な取引結果を現出させるために利用すること

改 定 後	現 行
また、一般送配電事業者は、託送供給等に係る契約の締結や当該供給の実施に際して、発電事業者、小売電気事業者や特定卸供給事業者から、需要家や需要規模等の<u>需要面並びに発電所及び蓄電所や発電規模及び放電規模等の供給面</u>についての情報を知り得る立場にある。 このような状況において、一般送配電事業者が託送供給等業務を通じて知り得た発電事業者、小売電気事業者、特定卸供給事業者やその顧客に関する情報を、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、発電部門又は特定卸供給部門を含む。）においてその事業活動に不当に利用することは、当該発電事業者、小売電気事業者や特定卸供給事業者の競争上の地位を不利にし、その事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）。 ⑤ 一般送配電事業者の送配電等業務における差別的取扱いの禁止 ア （略） イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 送配電等業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与える行為があると認められる場合は、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第２３条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。 「特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与える行為があると認められる場合」とは、例えば、以下のような場合をいう。 i （略） ii 一般送配電事業者が保有する情報の差別的な開示・周知	また、一般送配電事業者は、託送供給等に係る契約の締結や当該供給の実施に際して、発電事業者、小売電気事業者や特定卸供給事業者から、需要家や需要規模等の<u>需要面及び発電所や発電規模等の供給面</u>についての情報を知り得る立場にある。 このような状況において、一般送配電事業者が託送供給等業務を通じて知り得た発電事業者、小売電気事業者、特定卸供給事業者やその顧客に関する情報を、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、発電部門又は特定卸供給部門を含む。）においてその事業活動に不当に利用することは、当該発電事業者、小売電気事業者や特定卸供給事業者の競争上の地位を不利にし、その事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）。 ⑤ 一般送配電事業者の送配電等業務における差別的取扱いの禁止 ア （略） イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 送配電等業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与える行為があると認められる場合は、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第２３条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。 「特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与える行為があると認められる場合」とは、例えば、以下のような場合をいう。 i （略） ii 一般送配電事業者が保有する情報の差別的な開示・周知

改 定 後	現 行
託送供給料金の改定、系統情報等の一般送配電事業者が保有する情報の開示・周知において、例えば、以下のように、一般送配電事業者が、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、発電部門又は特定卸供給部門を含む。以下この ii において同じ。）と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。 (a) （略） (b) 一般送配電事業者の特定関係事業者と他の電気供給事業者で、電力潮流状況に関する情報の開示に不当に差がある場合（注）。なお、広域機関の情報の開示が、当該一般送配電事業者の特定関係事業者と他の電気供給事業者で不当に異なる場合には、広域機関に対して、業務の公正かつ適確な実施を確保するために必要があると認めるときとして、広域機関に電気事業法に基づき監督上必要な命令が発動される（<u>電気事業法第 2 8 条の 5 2</u>）。 （注）広域機関が策定した送配電等業務指針及び国が策定した「系統情報ガイドライン」に従い、情報セキュリティの確保の観点から、開示することが適当でない場合において当該情報を開示しない場合には、原則として問題にならない。 (c) ・ (d) （略） (e) 一般送配電事業者の特定関係事業者と他の電気供給事業者で、全国の電力需給状況やエリア需要、エリア供給力の確保見通し等に関する情報の開示について、不当な差がある場合。ただし、一般送配電事業者が、情報提供の目的、情報の内容や正確性等を勘案し、特定の事業者に対して情報提供を行い、当該情報提供に合理性が認められる場合には、この限りでない（需給ひっ迫時等の緊急時において、安定供給を確保することを目的として、迅速に対応することが可能な事業者（例えば、特定関係事業者や調整力契約者、<u>自家発電等設備</u>を有する需要家に小売供給を行う小売電気事業者等）に対し、連携のために必要な情報の共有を行う場合等）。 iii ～ v （略）	託送供給料金の改定、系統情報等の一般送配電事業者が保有する情報の開示・周知において、例えば、以下のように、一般送配電事業者が、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、発電部門又は特定卸供給部門を含む。以下この ii において同じ。）と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。 (a) （略） (b) 一般送配電事業者の特定関係事業者と他の電気供給事業者で、電力潮流状況に関する情報の開示に不当に差がある場合（注）。なお、広域機関の情報の開示が、当該一般送配電事業者の特定関係事業者と他の電気供給事業者で不当に異なる場合には、広域機関に対して、業務の公正かつ適確な実施を確保するために必要があると認めるときとして、広域機関に電気事業法に基づき監督上必要な命令が発動される（<u>電気事業法第 2 8 条の 5 1</u>）。 （注）広域機関が策定した送配電等業務指針及び国が策定した「系統情報ガイドライン」に従い、情報セキュリティの確保の観点から、開示することが適当でない場合において当該情報を開示しない場合には、原則として問題にならない。 (c) ・ (d) （略） (e) 一般送配電事業者の特定関係事業者と他の電気供給事業者で、全国の電力需給状況やエリア需要、エリア供給力の確保見通し等に関する情報の開示について、不当な差がある場合。ただし、一般送配電事業者が、情報提供の目的、情報の内容や正確性等を勘案し、特定の事業者に対して情報提供を行い、当該情報提供に合理性が認められる場合には、この限りでない（需給ひっ迫時等の緊急時において、安定供給を確保することを目的として、迅速に対応することが可能な事業者（例えば、特定関係事業者や調整力契約者、<u>自家発電設備</u>を有する需要家に小売供給を行う小売電気事業者等）に対し、連携のために必要な情報の共有を行う場合等）。 iii ～ v （略）

改 定 後	現 行
また、一般送配電事業者が、送配電等業務における系統運用、情報の取扱い、需要家への対応、託送供給等業務におけるサービスの提供等を行うに当たり、例えば、以下のように当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、発電部門又は特定卸供給部門を含む。）や特定の配電事業者（配電事業を営もうとする者を含む。）と他の発電事業者、小売電気事業者、特定卸供給事業者や配電事業者（配電事業を営もうとする者を含む。）を差別的に取り扱うことは、他の発電事業者、小売電気事業者、特定卸供給事業者や配電事業者（配電事業を営もうとする者を含む。）の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別取扱い等）。ただし、一般送配電事業者が、情報提供の目的、情報の内容や正確性等を勘案し、特定の事業者に対して情報提供を行い、当該情報提供に合理性が認められる場合には、原則として、独占禁止法上問題とはならない（需給ひっ迫時等の緊急時において、安定供給を確保することを目的として、迅速に対応することが可能な事業者（例えば、特定関係事業者や調整力契約者、<u>自家発電等設備</u>を有する需要家に小売供給を行う小売電気事業者等）に対し、連携のために必要な情報の共有を行う場合等）。 ○ 一般送配電事業者が、託送供給（配電事業者による託送供給を含む。）に当たって必要となる情報を十分開示せず、又は託送供給に必要となる機材を調達せず託送供給手続を遅延させるなど実質的に託送供給を拒否していると認められる行為、あるいは、情報の開示や手続について、当該一般送配電事業者の特定関係事業者たる小売電気事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門を含む。以下この⑤において同じ。）に比べて他の小売電気事業者を不利にさせるような取扱いを行うこと。 ○ 他の小売電気事業者がその事業活動において必要とする需要家の情報を、一般送配電事業者が送配電等業務を通じて保有している場合において、当該一般送配電事業者の特定関係事業者たる小売電気事業者に対する開示手続と同様の手続により、当該需要家から当該情報の利用許諾を受けた他の小売電気事業者に対して開示しないこと。 ○ 一般送配電事業者が、他の発電事業者や小売電気事業者からの連系線等の利用の申請に対して、正当な理由なく、その利用又は最小利用可能電力や利用可能電力の契約単位を制限すること。	また、一般送配電事業者が、送配電等業務における系統運用、情報の取扱い、需要家への対応、託送供給等業務におけるサービスの提供等を行うに当たり、例えば、以下のように当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、発電部門又は特定卸供給部門を含む。）や特定の配電事業者（配電事業を営もうとする者を含む。）と他の発電事業者、小売電気事業者、特定卸供給事業者や配電事業者（配電事業を営もうとする者を含む。）を差別的に取り扱うことは、他の発電事業者、小売電気事業者、特定卸供給事業者や配電事業者（配電事業を営もうとする者を含む。）の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別取扱い等）。ただし、一般送配電事業者が、情報提供の目的、情報の内容や正確性等を勘案し、特定の事業者に対して情報提供を行い、当該情報提供に合理性が認められる場合には、原則として、独占禁止法上問題とはならない（需給ひっ迫時等の緊急時において、安定供給を確保することを目的として、迅速に対応することが可能な事業者（例えば、特定関係事業者や調整力契約者、<u>自家発電設備</u>を有する需要家に小売供給を行う小売電気事業者等）に対し、連携のために必要な情報の共有を行う場合等）。 ○ 一般送配電事業者が、託送供給（配電事業者による託送供給を含む。）に当たって必要となる情報を十分開示せず、又は託送供給に必要となる機材を調達せず託送供給手続を遅延させるなど実質的に託送供給を拒否していると認められる行為、あるいは、情報の開示や手続について、当該一般送配電事業者の特定関係事業者たる小売電気事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門を含む。以下この⑤において同じ。）に比べて他の小売電気事業者を不利にさせるような取扱いを行うこと。 ○ 他の小売電気事業者がその事業活動において必要とする需要家の情報を、一般送配電事業者が送配電等業務を通じて保有している場合において、当該一般送配電事業者の特定関係事業者たる小売電気事業者に対する開示手続と同様の手続により、当該需要家から当該情報の利用許諾を受けた他の小売電気事業者に対して開示しないこと。 ○ 一般送配電事業者が、他の発電事業者や小売電気事業者からの連系線等の利用の申請に対して、正当な理由なく、その利用又は最小利用可能電力や利用可能電力の契約単位を制限すること。

改 定 後	現 行
○ 一般送配電事業者が、停電の復旧作業や計量器の交換作業等を行うに当たり、他の小売電気事業者の需要家に対してのみ当該作業を拒否したり遅延させたりするなど、当該一般送配電事業者の特定関係事業者たる小売電気事業者の需要家に比して不当に差別的に取り扱うことにより、需要家が当該小売電気事業者と取引せざるを得なくさせること。 ○ 一般送配電事業者が、送配電等業務を通じて、当該一般送配電事業者の特定関係事業者たる小売電気事業者が需要家に対して時間帯別の送電や電力使用量の連絡等の細やかなサービスを行うことができる一方で、他の小売電気事業者が需要家に対して同様のサービスを行うことができないような条件の託送供給契約を締結すること。	○ 一般送配電事業者が、停電の復旧作業や計量器の交換作業等を行うに当たり、他の小売電気事業者の需要家に対してのみ当該作業を拒否したり遅延させたりするなど、当該一般送配電事業者の特定関係事業者たる小売電気事業者の需要家に比して不当に差別的に取り扱うことにより、需要家が当該小売電気事業者と取引せざるを得なくさせること。 ○ 一般送配電事業者が、送配電等業務を通じて、当該一般送配電事業者の特定関係事業者たる小売電気事業者が需要家に対して時間帯別の送電や電力使用量の連絡等の細やかなサービスを行うことができる一方で、他の小売電気事業者が需要家に対して同様のサービスを行うことができないような条件の託送供給契約を締結すること。
⑥ 一般送配電事業者によるその他の競争関係阻害行為の禁止	⑥ 一般送配電事業者によるその他の競争関係阻害行為の禁止
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為
下記イに記載のとおり、一般送配電事業者（認可一般送配電事業者に該当するものを除く。以下このアにおいて同じ。）は、「容易に視認できない場所に<u>刻印し、又は表示する場合</u>」（電気事業法施行規則第33条の7第1号ただし書）、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と同一であると誤認されるおそれのある商号及び商標を用いることができるが、当該特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が、当該一般送配電事業者の信用力・ブランド力を活用して自らの営業活動を有利にすることをより確実に防ぐため、一般送配電事業者が、法的分離後に新たに商号を刻印又は表示（以下「刻印等」という。）する場合には、法的分離後の一般送配電事業者の商号を刻印等することが望ましい。 同様に、容易に視認できない場所に刻印等する場合であっても、一般送配電事業者が法的分離後に新たに商標を刻印等する場合には、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と同一であると誤認されるおそれのない商標（以下「独自商標」という。）のみ、又はグループ商標に併せて独自商標を刻印等することが望ましい。	下記イに記載のとおり、一般送配電事業者（認可一般送配電事業者に該当するものを除く。以下このアにおいて同じ。）は、「容易に視認できない場所に<u>刻印又は表示する場合</u>」（電気事業法施行規則第33条の7第1号ただし書）、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と同一であると誤認されるおそれのある商号及び商標を用いることができるが、当該特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が、当該一般送配電事業者の信用力・ブランド力を活用して自らの営業活動を有利にすることをより確実に防ぐため、一般送配電事業者が、法的分離後に新たに商号を刻印又は表示（以下「刻印等」という。）する場合には、法的分離後の一般送配電事業者の商号を刻印等することが望ましい。 同様に、容易に視認できない場所に刻印等する場合であっても、一般送配電事業者が法的分離後に新たに商標を刻印等する場合には、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と同一であると誤認されるおそれのない商標（以下「独自商標」という。）のみ、又はグループ商標に併せて独自商標を刻印等することが望ましい。
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

改 定 後	現 行
一般送配電事業者において、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める以下の行為があると認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第２３条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。 i・ii （略） iii 一般送配電事業者（認可一般送配電事業者にあつては当該認可一般送配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門。）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者（認可一般送配電事業者にあつては当該認可一般送配電事業者の小売電気事業、発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を<u>発電し、又は放電する</u>ものに限る。）又は特定卸供給事業（小売電気事業の用に供するための電気を供給するものに限る。）に係る業務を営む部門を含む。）に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。 ここで、上記 i 及び ii の「容易に視認できない場所に刻印又は表示する場合」とは、例えば、需要家が立ち入らない施設内であり外部から見えない場所にある看板やマンホール等における目立たない刻印、電柱に埋め込まれたサイズの小さい番号札・標示板など、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがないと考えられる場所に刻印等をする場合をいう。 上記のうち i については、一般送配電事業者がその商号の一部にグループ名称を使用する場合において、その商号において一般送配電事業者であることを示す文言（「送配電」、「ネットワーク」等）を入れる場合には問題とならない。 上記のうち ii について、独自商標が併せて用いられているか否かは、特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と同一であると誤認されるおそれのある商標と独自商標の大小、両者の位置関係等の事情から、一般送配電事業者とその特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が同一と誤認されるおそれの有無を実質的に考慮して判断される。	一般送配電事業者において、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める以下の行為があると認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第２３条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。 i・ii （略） iii 一般送配電事業者（認可一般送配電事業者にあつては当該認可一般送配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門。）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者（認可一般送配電事業者にあつては当該認可一般送配電事業者の小売電気事業、発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を<u>発電する</u>ものに限る。）又は特定卸供給事業（小売電気事業の用に供するための電気を供給するものに限る。）に係る業務を営む部門を含む。）に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。 ここで、上記 i 及び ii の「容易に視認できない場所に刻印又は表示する場合」とは、例えば、需要家が立ち入らない施設内であり外部から見えない場所にある看板やマンホール等における目立たない刻印、電柱に埋め込まれたサイズの小さい番号札・標示板など、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがないと考えられる場所に刻印等をする場合をいう。 上記のうち i については、一般送配電事業者がその商号の一部にグループ名称を使用する場合において、その商号において一般送配電事業者であることを示す文言（「送配電」、「ネットワーク」等）を入れる場合には問題とならない。 上記のうち ii について、独自商標が併せて用いられているか否かは、特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と同一であると誤認されるおそれのある商標と独自商標の大小、両者の位置関係等の事情から、一般送配電事業者とその特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が同一と誤認されるおそれの有無を実質的に考慮して判断される。

改 定 後	現 行
また、上記のうち iii については、例えば、一般送配電事業者が、グループ全体の広告、宣伝その他の営業行為を行う際に、自社とその特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が、単にグループ会社の関係にあることを表示するような、一般送配電事業者の信用力・ブランド力を活用しない場合は、問題とならない。他方で、一般送配電事業者が、グループ全体の広告、宣伝その他の営業行為を行う際に、自社の信用力・ブランド力を活用する場合（例えば、「私たち、一般送配電事業者を有する××電力グループは、電気のトータルサポートを行っており、安心・安全な電気をお送りしています。」という表示）は、問題となる。 ⑦ （略） ⑧ 一般送配電事業者の委託規制 ○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が電気事業法第 2 2 条の 2 第 3 項ただし書に定める小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。）を除く。以下この⑧において同じ。）が、以下の i から iii までのいずれにも該当しないにもかかわらず、その特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（特定関係事業者に該当するものを除く。以下この⑧において同じ。）に送配電等業務を委託したと認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第 2 3 条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。 i 災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託としてする場合 「災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託」か否かは、業務の内容及び頻度等を踏まえて総合的に判断されるところ、例えば、以下の場合にはこれに該当すると考えられる。なお、災害等緊急時（一般送配電事業者がその防災業務計画に基づき非常態勢をとっている場合などをいう。以下 (a) から (d) までにおいて同じ。）において一般送配電事業者のグループ内	また、上記のうち iii については、例えば、一般送配電事業者が、グループ全体の広告、宣伝その他の営業行為を行う際に、自社とその特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が、単にグループ会社の関係にあることを表示するような、一般送配電事業者の信用力・ブランド力を活用しない場合は、問題とならない。他方で、一般送配電事業者が、グループ全体の広告、宣伝その他の営業行為を行う際に、自社の信用力・ブランド力を活用する場合（例えば、「私たち、一般送配電事業者を有する××電力グループは、電気のトータルサポートを行っており、安心・安全な電気をお送りしています。」という表示）は、問題となる。 ⑦ （略） ⑧ 一般送配電事業者の委託規制 ○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が電気事業法第 2 2 条の 2 第 3 項ただし書に定める小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。）を除く。以下この⑧において同じ。）が、以下の i から iii までのいずれにも該当しないにもかかわらず、その特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（特定関係事業者に該当するものを除く。以下この⑧において同じ。）に送配電等業務を委託したと認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第 2 3 条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。 i 災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託としてする場合 「災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託」か否かは、業務の内容及び頻度等を踏まえて総合的に判断されるところ、例えば、以下の場合にはこれに該当すると考えられる。なお、災害等緊急時（一般送配電事業者がその防災業務計画に基づき非常態勢をとっている場合などをいう。以下 (a) から (d) までにおいて同じ。）において一般送配電事業者のグループ内

改 定 後	現 行
の一体的体制を機能させるため、平時において、一般送配電事業者がその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等と災害等緊急時に係る訓練や情報共有等を実施することは妨げられない。 (a) 電気の供給支障に至っていないものの供給設備や<u>発電等用電気工作物の障害</u>により供給支障に至るおそれがあるとき又は台風の上陸前など供給支障が生ずることが予測できるときなどにおいて、災害等緊急時の備えとして、その特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等に災害対応準備業務を委託する場合 (b)・(c) (略) (d) 需給ひっ迫時に、一般送配電事業者が、特定関係事業者に対し、<u>自家発電等設備</u>を有する需要家への電気の供給要請や需要家への節電の協力依頼に係る業務を委託する場合 ii・iii (略) ここで、(b)「小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であって、受託者の裁量の余地がない業務であることが明白でない業務を委託するとき」とは、受託者である一般送配電事業者の特定関係事業者が、自己又は他の特定関係事業者により有利になるよう送配電等業務を実施することができないことが明らかでない場合をいう。例えば、送配電設備の保守・点検について期間及び手順等を定めて委託する場合については、これに該当しない。 また、(c)「合理的な理由」とは、例えば、①委託された業務を遂行する上で、必要な能力・人材（特殊な技能や高度な専門知識など）を有する事業者が、その地域において、当該事業者のみと認められる場合、②保安体制維持や災害時の復旧対応等のため、一般送配電事業者の特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等と一般送配電事業者が迅速な連携をとる必要があるところ、その連携が円滑に行えるように、事前に一定の業務委託をする必要が認められる場合が考えられ、具体的にどのような場合が合理的な理由に該当するかは、実態を踏まえて、個別に判断される。	の一体的体制を機能させるため、平時において、一般送配電事業者がその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等と災害等緊急時に係る訓練や情報共有等を実施することは妨げられない。 (a) 電気の供給支障に至っていないものの供給設備や<u>発電設備等の障害</u>により供給支障に至るおそれがあるとき又は台風の上陸前など供給支障が生ずることが予測できるときなどにおいて、災害等緊急時の備えとして、その特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等に災害対応準備業務を委託する場合 (b)・(c) (略) (d) 需給ひっ迫時に、一般送配電事業者が、特定関係事業者に対し、<u>自家発電設備</u>を有する需要家への電気の供給要請や需要家への節電の協力依頼に係る業務を委託する場合 ii・iii (略) ここで、(b)「小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であって、受託者の裁量の余地がない業務であることが明白でない業務を委託するとき」とは、受託者である一般送配電事業者の特定関係事業者が、自己又は他の特定関係事業者により有利になるよう送配電等業務を実施することができないことが明らかでない場合をいう。例えば、送配電設備の保守・点検について期間及び手順等を定めて委託する場合については、これに該当しない。 また、(c)「合理的な理由」とは、例えば、①委託された業務を遂行する上で、必要な能力・人材（特殊な技能や高度な専門知識など）を有する事業者が、その地域において、当該事業者のみと認められる場合、②保安体制維持や災害時の復旧対応等のため、一般送配電事業者の特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等と一般送配電事業者が迅速な連携をとる必要があるところ、その連携が円滑に行えるように、事前に一定の業務委託をする必要が認められる場合が考えられ、具体的にどのような場合が合理的な理由に該当するかは、実態を踏まえて、個別に判断される。

改 定 後	現 行
⑨・⑩ （略） （２）－２ 電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するための一般送配電事業者の体制整備等 ○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 一般送配電事業者が、託送供給等業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給等業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置として、以下の要件を満たすものを講じていない場合、当該一般送配電事業者に対し、業務改善命令（電気事業法第２７条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。 i 当該一般送配電事業者（認可一般送配電事業者にあつては当該認可一般送配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門。以下この i 及び viii において同じ。）の業務の用に供する室とその特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては当該認可一般送配電事業者の小売電気事業、発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電し、又は放電するものに限る。）又は特定卸供給事業（小売電気事業の用に供するための電気を供給するものに限る。）に係る業務を営む部門を含む。以下この i、ii 及び xii において同じ。）の業務（当該一般送配電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。以下同じ。）の用に供する室とを区分するものであること。 「区分する」とは、当該一般送配電事業者の業務の用に供する室とその特定関係事業者の業務の用に供する室との物理的隔絶を担保し、入室制限等を行うことをいう。 なお、区分されているか否かは、その室で取り扱う情報の内容、物理的隔絶の程度等に応じて個別・具体的に判断される。 ii ～ x v （略） （２）－３ 一般送配電事業者の特定関係事業者の行為規制等	⑨・⑩ （略） （２）－２ 電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するための一般送配電事業者の体制整備等 ○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 一般送配電事業者が、託送供給等業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給等業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置として、以下の要件を満たすものを講じていない場合、当該一般送配電事業者に対し、業務改善命令（電気事業法第２７条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。 i 当該一般送配電事業者（認可一般送配電事業者にあつては当該認可一般送配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門。以下この i 及び viii において同じ。）の業務の用に供する室とその特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては当該認可一般送配電事業者の小売電気事業、発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）又は特定卸供給事業（小売電気事業の用に供するための電気を供給するものに限る。）に係る業務を営む部門を含む。以下この i、ii 及び xii において同じ。）の業務（当該一般送配電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。以下同じ。）の用に供する室とを区分するものであること。 「区分する」とは、当該一般送配電事業者の業務の用に供する室とその特定関係事業者の業務の用に供する室との物理的隔絶を担保し、入室制限等を行うことをいう。 なお、区分されているか否かは、その室で取り扱う情報の内容、物理的隔絶の程度等に応じて個別・具体的に判断される。 ii ～ x v （略） （２）－３ 一般送配電事業者の特定関係事業者の行為規制等

改 定 後	現 行
①～③ (略) ④ 特定関係事業者による一般送配電事業者に対する不当な影響力の行使の禁止 ○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。）を除く。以下この④において同じ。）の特定関係事業者が、一般送配電事業者に対し、電気事業法上の禁止行為をするように要求し、又は依頼する行為があると認められる場合、当該特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条の3）や業務改善勧告が発動される可能性がある。 例えば、一般送配電事業者が発電事業者の子会社である場合、親会社たる発電事業者が子会社たる当該一般送配電事業者に対して、自社の発電所又は蓄電所の<u>投資計画</u>に合わせた送配電設備に関する設備計画を策定するよう働きかける場合等がこれに該当する。 ⑤ (略) (2)－4～(3) (略) V 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方 1 (略) 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 (1) <u>自家発電等設備</u>の導入又は増設 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	①～③ (略) ④ 特定関係事業者による一般送配電事業者に対する不当な影響力の行使の禁止 ○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。）を除く。以下この④において同じ。）の特定関係事業者が、一般送配電事業者に対し、電気事業法上の禁止行為をするように要求し、又は依頼する行為があると認められる場合、当該特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条の3）や業務改善勧告が発動される可能性がある。 例えば、一般送配電事業者が発電事業者の子会社である場合、親会社たる発電事業者が子会社たる当該一般送配電事業者に対して、自社の<u>発電投資計画</u>に合わせた送配電設備に関する設備計画を策定するよう働きかける場合等がこれに該当する。 ⑤ (略) (2)－4～(3) (略) V 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方 1 (略) 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 (1) <u>自家発電設備</u>の導入又は増設 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

改 定 後	現 行
自家発電等設備を電力系統に連系する場合には、公共の安全の確保の観点から、電気事業法第３９条及び第５６条に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令（平成９年通商産業省令第５２号）が、また、系統の電力品質を確保していくため、「系統連系ガイドライン」が定められており、これらの技術要件を満たしていくことが適切である。 自家発電等設備を設置しようとする場合の系統連系に係る技術的な協議は、託送供給を前提としない場合には各一般送配電事業者の営業所にて受け付けられているが、連系上技術的に満たすべき要件等の決定などを行う場合に、当該営業所の従業員が小売部門と送配電部門の明確な峻別意識なく業務を行っている例があった。しかるに、当該協議は、電気事業法上の行為規制（第２３条）の対象であり、小売部門の業務ではなく送配電部門の業務として行われるべき業務であることに鑑みれば、託送供給等に係る<u>発電等用電気工作物</u>の系統連系の場合の取扱いも念頭に置きつつ、当該協議の窓口は送配電部門とし、営業所等においてこれを明確化するとともに、当該協議を通じて得た情報を適切に管理することが望ましい。なお、従来の小売供給契約を見直す等契約業務が発生することに伴い、<u>自家発電等設備</u>の導入が小売部門に判明することを妨げるものではない。 また、系統連系に伴う受変電設備の弾力運用（注）の考え方については、一般送配電事業者側においてもあらかじめ書面にて示しておく等により、<u>発電等用電気工作物設置者</u>にとっても予見可能性を確保していくことが望ましい。 さらに、系統連系の際の逆潮流電力の取扱いについては、法令上の規定に適合するとともに、「系統連系ガイドライン」の技術要件の考え方も踏まえ、各一般送配電事業者は、<u>各発電等用電気工作物設置者</u>を公平に取り扱い、また、適切に<u>発電等用電気工作物設置者</u>に対し説明を行うことが望ましい。 （注）「系統連系ガイドライン」の考え方に従えば、<u>発電等用電気工作物</u>の一設置者当たりの電力容量が、連系する系統の電圧階級の原則を超える容量であっても、系統状況の設備実態、需要動向等を考慮した上で、標準的な設備形成の技術要件で問題がない場合には、下位の電圧階級として受電する弾力運用が可能となっている。 イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	自家発電設備を電力系統に連系する場合には、公共の安全の確保の観点から、電気事業法第３９条及び第５６条に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令（平成９年通商産業省令第５２号）が、また、系統の電力品質を確保していくため、「系統連系ガイドライン」が定められており、これらの技術要件を満たしていくことが適切である。 自家発電設備を設置しようとする場合の系統連系に係る技術的な協議は、託送供給を前提としない場合には各一般送配電事業者の営業所にて受け付けられているが、連系上技術的に満たすべき要件等の決定などを行う場合に、当該営業所の従業員が小売部門と送配電部門の明確な峻別意識なく業務を行っている例があった。しかるに、当該協議は、電気事業法上の行為規制（第２３条）の対象であり、小売部門の業務ではなく送配電部門の業務として行われるべき業務であることに鑑みれば、託送供給等に係る<u>発電設備</u>の系統連系の場合の取扱いも念頭に置きつつ、当該協議の窓口は送配電部門とし、営業所等においてこれを明確化するとともに、当該協議を通じて得た情報を適切に管理することが望ましい。なお、従来の小売供給契約を見直す等契約業務が発生することに伴い、<u>自家発電設備</u>の導入が小売部門に判明することを妨げるものではない。 また、系統連系に伴う受変電設備の弾力運用（注）の考え方については、一般送配電事業者側においてもあらかじめ書面にて示しておく等により、<u>発電設備設置者</u>にとっても予見可能性を確保していくことが望ましい。 さらに、系統連系の際の逆潮流電力の取扱いについては、法令上の規定に適合するとともに、「系統連系ガイドライン」の技術要件の考え方も踏まえ、各一般送配電事業者は、<u>各発電設備設置者</u>を公平に取り扱い、また、適切に<u>発電設備設置者</u>に対し説明を行うことが望ましい。 （注）「系統連系ガイドライン」の考え方に従えば、<u>発電設備</u>の一設置者当たりの電力容量が、連系する系統の電圧階級の原則を超える容量であっても、系統状況の設備実態、需要動向等を考慮した上で、標準的な設備形成の技術要件で問題がない場合には、下位の電圧階級として受電する弾力運用が可能となっている。 イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

改 定 後	現 行
① <u>自家発電等設備の導入又は増設の阻止等</u> 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が<u>自家発電等設備</u>の導入又は増設を不当に制限することは、当該小売電気事業者の市場における地位を維持、強化するものであり、<u>自家発電等設備の導入等</u>をしないことを条件に、電気の供給を行うこと、又は電気の供給等自己の提供するサービスの料金を割り引くこと若しくは有利に設定することのほか、蓄電池等の電力関連設備の価格を割り引くことは、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引等）。 また、<u>自家発電等設備の導入等</u>をしようとする需要家に対して、<u>自家発電等設備の導入等</u>を実現した場合において、電気の供給、自家発補給等自己のサービスの提供を拒否する若しくは拒否を示唆すること、又は正当な理由なく、その料金その他取引条件を従来に比して不利に設定する若しくはそのような設定を示唆することは、<u>自家発電等設備の導入等</u>の断念を余儀なくさせるものであることから、例えば以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引等）。 ○ <u>コージェネレーションシステム等自家発電等設備の導入等</u>をしようとする需要家に対して、負荷移行等の需給調整契約の要件を満たしている場合において、既存の需給調整契約を打ち切ること又は打ち切りを示唆すること。 ○ <u>コージェネレーションシステム等自家発電等設備の導入等</u>をしようとする需要家に対して、これまで高圧電線路での受電が認められていたにもかかわらず、特別高圧電線路での受電に変更するだけの条件の変化がない場合において、特別高圧電線路での受電に変更しないと電気の供給を行わないことを示唆すること。 さらに、一般送配電事業者が、新たに<u>自家発電等設備の導入等</u>をしようとする需要家に対して、<u>自家発電等設備の導入等</u>を実現した場合において、正当な理由なく、<u>アンシラリーサービス等自家発電等設備</u>を有する需要家に必要なサービスに係る料金を、従来徴収していないにもかかわらず徴収する又は徴収することを示唆することにより<u>自家発電等設備の導入等</u>の断念を余儀なくさせることは、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引等）。	① <u>自家発電設備の導入又は増設の阻止等</u> 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が<u>自家発電設備</u>の導入又は増設を不当に制限することは、当該小売電気事業者の市場における地位を維持、強化するものであり、<u>自家発電設備の導入等</u>をしないことを条件に、電気の供給を行うこと、又は電気の供給等自己の提供するサービスの料金を割り引くこと若しくは有利に設定することのほか、蓄電池等の電力関連設備の価格を割り引くことは、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引等）。 また、<u>自家発電設備の導入等</u>をしようとする需要家に対して、<u>自家発電設備の導入等</u>を実現した場合において、電気の供給、自家発補給等自己のサービスの提供を拒否する若しくは拒否を示唆すること、又は正当な理由なく、その料金その他取引条件を従来に比して不利に設定する若しくはそのような設定を示唆することは、<u>自家発電設備の導入等</u>の断念を余儀なくさせるものであることから、例えば以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引等）。 ○ <u>コージェネレーションシステム等自家発電設備の導入等</u>をしようとする需要家に対して、負荷移行等の需給調整契約の要件を満たしている場合において、既存の需給調整契約を打ち切ること又は打ち切りを示唆すること。 ○ <u>コージェネレーションシステム等自家発電設備の導入等</u>をしようとする需要家に対して、これまで高圧電線路での受電が認められていたにもかかわらず、特別高圧電線路での受電に変更するだけの条件の変化がない場合において、特別高圧電線路での受電に変更しないと電気の供給を行わないことを示唆すること。 さらに、一般送配電事業者が、新たに<u>自家発電設備の導入等</u>をしようとする需要家に対して、<u>自家発電設備の導入等</u>を実現した場合において、正当な理由なく、<u>アンシラリーサービス等自家発電設備</u>を有する需要家に必要なサービスに係る料金を、従来徴収していないにもかかわらず徴収する又は徴収することを示唆することにより<u>自家発電設備の導入等</u>の断念を余儀なくさせることは、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引等）。

改 定 後	現 行
② <u>自家発電等設備</u>を有する需要家に対する不利益等の強要 <u>自家発電等設備</u>を有する需要家は、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者や一般送配電事業者から不利益な条件を提示されてもこれを受け入れざるを得ないため、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、抱き合わせ販売、優越的地位の濫用等）。 ○ 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者や一般送配電事業者が、アンシラリーサービス、自家発補給等<u>自家発電等設備</u>を有する需要家に必要なサービスに係る料金その他取引条件を正当な理由なく一方的に設定すること。 ○ 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者や一般送配電事業者が、自己又は自己の指定する事業者からの<u>自家発電等設備</u>の購入を要請すること。 （２） （略） 附則 本指針の適用 <u>令和５年４月１日</u>の改定後の本指針は、同日から適用する。 市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定基準に関する経過措置 当分の間、本指針の適用開始の前月から直近５年間の各月において地域間連系線のスポット市場入札時点における月別分断発生率が一定の値を超える月がある場合には連系線は分断しているものとして区分した地理的範囲において、総発電容量の５０パーセントを超える発電容量（発電事業者との長期かつ固定的な相対契約により確保している発電容量を含む。）を保有する電気事業者は、第二部Ⅱ２（３）ア③に規定する市場支配力を有する可能性の高い事業者と判定される電気事業者とみなす。なお、当該一定の値については、５パーセントとし、１年ごとに分断発生状況等を確認した上で見直しを検討する。	② <u>自家発電設備</u>を有する需要家に対する不利益等の強要 <u>自家発電設備</u>を有する需要家は、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者や一般送配電事業者から不利益な条件を提示されてもこれを受け入れざるを得ないため、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、抱き合わせ販売、優越的地位の濫用等）。 ○ 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者や一般送配電事業者が、アンシラリーサービス、自家発補給等<u>自家発電設備</u>を有する需要家に必要なサービスに係る料金その他取引条件を正当な理由なく一方的に設定すること。 ○ 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者や一般送配電事業者が、自己又は自己の指定する事業者からの<u>自家発電設備</u>の購入を要請すること。 （２） （略） 附則 本指針の適用 <u>令和４年１１月１４日</u>の改定後の本指針は、同日から適用する。 市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定基準に関する経過措置 当分の間、本指針の適用開始の前月から直近５年間の各月において地域間連系線のスポット市場入札時点における月別分断発生率が一定の値を超える月がある場合には連系線は分断しているものとして区分した地理的範囲において、総発電容量の５０パーセントを超える発電容量（発電事業者との長期かつ固定的な相対契約により確保している発電容量を含む。）を保有する電気事業者は、第二部Ⅱ２（３）ア③に規定する市場支配力を有する可能性の高い事業者と判定される電気事業者とみなす。なお、当該一定の値については、５パーセントとし、１年ごとに分断発生状況等を確認した上で見直しを検討する。